平成２９年（フ）第１３号
兵庫県丹波市氷上町西中210番地４
破産者　森　　正
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第４５号
香川県高松市錦町２丁目４番14―304号　アルファガーデン錦町Ⅱ
破産者　宮内　仁志
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９号
長崎県大村市木場２丁目512番地　ミリオネアハイツ201号、住民票上の住所北九州市八幡西区市瀬２丁目１番１号（103）
破産者　水上　隆興
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７５号
長野市豊野町南郷2362番地
破産者　柄澤いち子
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
埼玉県川口市赤井３丁目８番14号　リバーサイドマンション２　102号
破産者　桜井遙、島崎晴海、那須川七郎、本郷かなたこと　那須川亜紀子
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
佐賀県鹿島市古枝甲1445番地６　フォレストヒルズＢ101号、前住所佐賀県鹿島市古枝甲994番地２
破産者　オートスター吉田商会こと　吉田　晃
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１４８号
札幌市豊平区平岸４条７丁目３番５―103号
破産者　後藤　武恭
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１４号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目40番地24　リッチパレス菊水302号
破産者　小野田　悟
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３６号
札幌市北区北29条西６丁目１番10―302号
破産者　錦野　和彦
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７１号
仙台市太白区緑ケ丘２丁目７番13号
破産者　張　　未怜
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
那覇市泉崎１丁目14番２号　宮里ビル５階、開始決定時の住所仙台市太白区茂庭台１丁目12番16号
破産者　新澤　　真
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
仙台市太白区西中田３丁目23番33―102号、従前の住所仙台市太白区西中田６丁目８番10―102号
破産者　佐藤　至孝
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
秋田県大館市比内町扇田字山崎12番地２
破産者　ドレスメーカー企画こと　菅原　恵悦
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１２号
山形市北町３丁目１番37号　協同の家　虹、前住所山形市宮町４丁目26番21号
破産者　阿部　光男
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６号
福島県いわき市永崎字大平51番地の６　ＮＡＧＡＳＡＫＩ―ＡＰ201
破産者　久門　一也
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第６４号
新潟県燕市仙木993番地
破産者　高頭　　勝
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第４５号
長野市鶴賀居町1750番地、住民票上の住所長野県上田市真田町長4244番地３
破産者　中澤真由美
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
長野県上水内郡飯綱町大字豊野1004番地
破産者　牛村　清悟
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係